

1. 件名：福島第一原子力発電所における2月13日の地震を踏まえた今後の耐震評価に係る面談
2. 日時：令和3年8月25日（水）10時00分～12時40分
3. 場所：原子力規制庁 18階会議室
4. 出席者  
原子力規制庁 原子力規制部  
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室  
大辻室長補佐、知見主任安全審査官、新井安全審査官、久川係員  
高木技術参与、（テレビ会議システムによる出席）  
審査グループ 地震・津波審査部門  
江崎企画調査官、千明主任安全審査官  
東京電力ホールディングス株式会社（テレビ会議システムによる出席）  
福島第一廃炉推進カンパニー プロジェクトマネジメント室 担当8名  
福島第一原子力発電所 担当18名  
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構（テレビ会議システムによる出席）  
担当5名

#### 5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）より、本年8月6日に実施した面談を踏まえて、福島第一原子力発電所（以下「1F」という。）における耐震設計に適用する地震動及びその適用の考え方等について、資料に基づき主に以下の説明があった。
  - 現在申請中の案件に対する耐震クラスの設定の考え方等について
  - 1Fの耐震設計方針の作成について
  - 使用済燃料乾式キャスク仮保管設備（増設）の耐震設計について
- 原子力規制庁は、上記の説明を確認するとともに、
  - 現在申請中の案件に対する耐震クラスの設定の考え方等について
    - ◇ 現在申請中の案件ごとに、廃炉活動への影響の視点の一つとして、地震により設備が損傷した後の復旧に要する期間を整理して提示すること。
    - ◇ 液体状の放射性物質を内包する設備について、本年7月7日の原子力規制委員会で示した考え方に基づき、地震時において海洋への流出を防止又は緩和するための対策を整理して説明すること。
    - ◇ 現在申請中の案件ごとの地震による機能喪失時の線量評価において、放射エネルギーの設定、遮へい効果の考え方等の評価条件については、申請案件間で整合が取れたものとする。
    - ◇ 地震による機能喪失時の放射性物質の放出シナリオにおいて、設備の頑健性をもって放射性物質の放出を想定しないとする場合は、その根拠を提示すること。特に、大型廃棄物保管庫については、建屋の遮へいコンクリートの崩落や揚重設備の転倒等による影響を受けたとしても、吸着塔内部からの漏えい及び吸着材の露出がないとする根拠を説明すること。
    - ◇ 1号機大型カバーについて、提示されたシナリオには、地震によるカバー自体の原子炉建屋上への落下に伴うダスト飛散の影響、PCVヘッドへの影響、破損燃料体への影響等についての考慮がなされていないため、

これらについても評価して説明すること。

- 1Fの耐震設計方針の作成について、社内規定として来年の3月までとりまとめに時間がかかるとしているが、Ss900を基本とすること、水平2方向と鉛直方向の地震力の組合せを考慮すること等の基本的事項については、早急にとりまとめた上で、段階的に説明すること。
- 使用済燃料乾式キャスク仮保管設備(増設)の耐震設計について、耐震クラス分類や適用する地震動に対するキャスクの基本的安全機能の維持の考え方を整理し、実施計画の変更認可申請を行った上で、今後の審査の中で具体的な内容を説明すること。

等を求めた

## 6. その他

資料：

- 実施計画申請中の設備に対する耐震設計クラスの設定
- 福島第一原子力発電所の耐震設計方針の作成について
- 使用済燃料乾式キャスク仮保管設備(増設)の耐震設計について